

愛知県公文書館研究紀要 創刊号（二〇一三年三月発行）

創業期挙母自動車工場等への電力供給問題

浅野 伸一

創業期挙母自動車工場等への電力供給問題

浅野 伸一

はじめに―問題提起と分析視角―

本稿では、株式会社豊田自動織機製作所（以下豊田自動織機と記す）が設置した挙母自動車工場⁽¹⁾への電力供給がどのような経緯で進められ、どのような問題が起き、地域の電力事業にどのような影響を与えたかを検討する。挙母自動車工場の設置過程に関しては、同社やトヨタ自動車工業の社史などに多くの記述があるが、電力供給面についてはあまり取り上げられてこなかった。とはいっても、豊田自動織機にとって、電力供給問題に関心がなかったわけではない。それどころか、安価で安定した電力調達に向けた供給会社選定の努力が一貫して追求されていたのである。また結果からみると、挙母自動車工場は東邦電力によって供給されたので、自然な形で決定されたように見える。しかし、それに至るまでには、新興会社である矢作水力と、岡崎に本社を置く中部電力との間に電力供給をめぐる激しい係争問題が起き、挙母自動車工場の計画自体にも影響を与えていた。

挙母自動車工場への電力供給問題に関する研究は少ないと述べたが、今回の検討で特に注目したのは、二つの先行研究である。第一は内川隆文「1930年代逋信省電力行政の変遷―中部電力・矢作水力間の紛争をめぐる革新官僚・大和田悌二の言説を中心に―」⁽⁴⁾（以下内川論文）である。

内川は「大和田悌二日記」⁽⁵⁾を基礎資料としながら、電力供給に関わる矢作水力と中部電力（岡崎）との係争問題を取り上げ、電力政策に与えた影響や、仲介にあたった名古屋逋信局長、大和田悌二⁽⁶⁾の電力思想について論じている⁽⁷⁾。内川論文で紹介された「大和田悌二日記」は、挙母自動車工場への電力供給をめぐる係争問題についての詳細な経緯を記した貴重な史料である。ただ、内川論文では、矢作水力への特定供給申請に至る経緯など挙母自動車工場自体については踏み込んだ検討が行われていない。第二は、由井常彦「三井物産と豊田佐吉および豊田式織機の研究―豊田紡織工場から豊田紡織株式会社の支援―」⁽⁸⁾である。由井は豊田紡織の成立過程を詳細に検討し、豊田紡織の時代から動力問題への積極的な取組みのあったことを指摘し、挙母自動車工場の電力供給に関し、豊田系企業を一体的に検討する必要性を示唆している。

これらの先行研究で提起された課題や積み残された課題について、本稿では次の二つの視点から検討を進める。一つは、豊田紡織から豊田自動織機を経てトヨタ自動車工業に至る事業展開のなかで、電力問題がどのように推移したかを検討する。挙母自動車工場は、豊田自動織機において計画され、また豊田自動織機は豊田紡織の織機部門を分離して設立された会社である。これら豊田系の事業は豊田佐吉、豊田利三郎、豊田喜一郎の事業として一体として経営が進められた。豊田系の事業を連続性のなかで検討

することで、単独の検討では見えにくかった電力問題に関する経営姿勢や、電気事業や電力政策に与えた影響が明らかになるであろう。

もう一つの視点は、供給事業者の選定がどのように行われたかを確認し、そうした経営判断が電気事業や電力政策にどのような影響を及ぼしたかに注目することである。名古屋時代、刈谷時代の豊田系諸会社に対して、電力会社は自由競争のなかで受注に向けてしのぎを削り、また挙母自動車工場時代には、改正電気事業法のもとで、特定供給許可をめぐり当局を巻き込んだ抗争が展開された。こうしたなかで、豊田系の工場と電力会社の間で何が起き、どのように対処されたかなど、両者の関係性について検討を行う。

このように、本稿では受電先をめぐる豊田系事業における連続性と、豊田系企業と電力会社側との関係性という二つの視点を持ちながら、名古屋時代（一九一二年以降）の豊田紡織、刈谷時代（一九二六年以降）の豊田紡織・豊田自動車工業、そして挙母時代（一九三三年以降）の豊田自動車工業のトヨタ自動車工業の三ケースについて検討する。⁽¹⁰⁾ 検討にあたっては、豊田関連事業の文献・資料を電力供給面から再点検するとともに、『矢作水力十年史』⁽¹¹⁾ や同社の営業報告書に記された営業関係の記述、名古屋通信局編『管内電気事業要覧』の第二種自家用事業者一覧表の受電データ、あるいは一九三〇年代中期の電気事業の動きをまとめた『電気年報』⁽¹²⁾ などをもとに、挙母自動車工場等の電力供給問題を検証する。

1 豊田紡織株式会社の設立と電力利用

一九一一年一月、欧米視察から帰国した豊田佐吉⁽¹³⁾は、新たな決意をもつ

て、自動織機の完成に向けて再スタートを切る。一九一二年九月には、自動織機の試験工場を兼ねた織布工場として、豊田自動織布工場を愛知郡中村⁽¹⁵⁾（現名古屋市西区則武新町）に建設する。織機一〇〇台（うち試験用八台）からスタートし、増設を重ねて一九一四年には紡機六〇〇〇錘を備える工場となり、紡織一貫の運転が行われ、同年二月には豊田自動織工場と改称している。

当初、動力織機は蒸気機関⁽¹⁶⁾によって運転されていたが、一九一五年三月にスイスのスルザー・ブラザーズ社製の発電用蒸気機関を用いた自家用火力（三〇〇キロワット）を設置するとともに、名古屋電灯からの受電（七五〇キロワット）も開始し、⁽¹⁷⁾ 電気動力への切替えを進めた。こうした生産体制のもとで第一次大戦ブームが発生し、事業は大きく発展をとげ、一九一八年一月二十九日には豊田紡織株式会社（社長豊田佐吉、以下豊田紡織と記載し、工場は名古屋工場と記載する）が設立される。当初は、電力の三分の一が自家発電でまかなわれていたが、燃

料価格の高騰により受電分が次第に拡大し、一九三三年には九九六キロワットへと受電分が増えている（表1参照）。⁽¹⁹⁾ しかし、名古屋電灯やその後身となる東邦電力の電力料金や不安定な電力供給に不満があったため、

表1 豊田紡織名古屋工場の電力供給状況

(単位：kW)

	1920年	1921年	1922年	1923年	1924年	1925年	1926年
自家発電	300	300	300	300	300	300	300
受電	750	750	750	996	996	1,150	1,150
供給会社	名古屋電灯	関西電気	東邦電力	東邦電力	東邦電力	日本電力	日本電力

(注) 工場への電力供給に関する施設認可1914年10月10日、使用開始1915年3月16日。1925年5月日本電力へ受電切替え。関西電気、東邦電力は名古屋電灯が発展する形で設立された同一系統の会社。数値は各年末。
(出典) 名古屋通信局『管内電気事業要覧』第2回～第8回。

一九二三年八月三十日に日本電力が新興の電力会社として名古屋市および周辺地区に五〇馬力以上の動力需要家への供給が許可⁽²¹⁾されると、より安価な電力を求め、一九二五年五月に東邦電力から日本電力へと切り替えている。このとき、姉妹会社であった菊井紡織（一九一八年三月設立）や、豊田佐吉の友人で自動織機の購入者でもあった服部兼三郎⁽²²⁾が経営する株式会社服部商店の桜田工場・熱田工場など、名古屋地域全体で約一万キロワットの電力が日本電力に切り替えられたとされる。日本電力の進出を許したのは、一九二一年二月に大同電力が発足し名古屋向けに送電していた木曾川系の電力が大坂方面に向けられたことや、発足後の東邦電力が東京進出に力を注ぎ、名古屋市場がおろそかになったことも影響していた。こうした大口工場の動きは、発足直後の東邦電力の経営に大きな影響を与えかねない状況となっていた。東邦電力は、一九二四年三月三十日、日本電力とこれ以上の競争を避けるため、同年十月の五〇〇〇キロワットに始まり、最終一〇万キロワットに達する長期の需給契約を結んだ。また、それまでの大同電力に依存した供給体制から飛騨川の水力開発や名古屋火力発電所⁽²³⁾の建設など自主電源の開発を推進するなど、営業方針や供給体制の見直しを進めた。

2 刈谷地区への事業展開と矢作水力

豊田佐吉は完全な自動織機完成への強い思いから、自動織機だけを大量に配置した工場が必要だとして、一九二六年一月、刈谷町に営業用試験工場を設けた⁽²⁴⁾。これを機に刈谷町には豊田関連の工場が次々に設置され、豊田系事業の製造拠点となっていく。この刈谷工場には、自動織機の試験

運転に必要な良質な繊維を生産する紡績工場も設置され、工場の運転に必要な電力は矢作水力から受電した。刈谷町が岡崎電灯の供給エリアであるにもかかわらず、名古屋工場の日本電力への切替えと同様、新興会社である矢作水力を選択したのは、良質で低廉な電力供給に対する豊田紡織の強い思いが反映していた。

当時、岡崎電灯では、地元の織布工場からの電力供給の要請に応えられず、地元の織物同業組合からは他会社からの供給を求める陳情が出されていた。一九一九年三月に設立された矢作水力（社長井上角五郎）は、こうした岡崎電灯の状況を見て、西三河地域の工場向け電力供給の許可を逡巡大臣に申請し、一九二一年一月、岡崎市、碧海郡矢作町、宝飯郡蒲郡町・三谷町などに、五〇馬力以上の動力供給という制限付で供給許可を得た⁽²⁵⁾。矢作水力は、矢作川上流域で、七か所、二万七四三〇キロワットの発電所を建設し、名古屋・三河方面の工場への電力供給や、電力会社への卸供給を行い、矢作川関連では最大の発電会社となる。

矢作水力からの受電に関連して、豊田系企業と矢作水力の間に生じた二つの動きを確認しておきたい。一つは、豊田紡織の名古屋工場における日本電力への受電切替え時期との関連である。日本電力は一九二三年八月に名古屋地区の電力供給が許可され、需要家争奪戦を経て、一九二四年三月に東邦電力と最終一〇万キロワットの長期需給契約を結んでおり、豊田紡織の名古屋工場とはこの間の一九二三年に契約していることになる。他方、『矢作水力十年史』⁽²⁶⁾によると、矢作水力は一九二三年四月に真弓発電所（五〇〇キロワット）が完成し、豊田紡織と一三〇〇キロワットの契約を結び、この年から刈谷工場へ一〇〇キロワットの供給を行ったとされる。二つの需給契約はほぼ同じ時期に検討され、締結されたことになる。しかも

いずれも地元へ供給権を有する会社ではなく、新たに進出した卸売会社という点で共通性を有していた。ここから、受電会社選定に關し、電気事業の供給秩序よりも安定かつ低廉な電力供給の追求という同社の姿勢が明確に窺われる。

次に供給側の矢作水力にとっても、地元会社区域への侵入は容易ではなく、受注に向けてさまざまな努力や工作が行われた。電力はキロワット時あたり一錢五厘⁽²⁷⁾という低廉な価格で供給され、後述のように豊田紡織側からも評価されていた。また、発足時の矢作水力には、豊田佐吉の親友であった服部商店社長⁽²⁸⁾の服部兼三郎が取締役役に就任していた。服部は「まだ無名の（豊田）佐吉と肝胆相照らす仲となった。そして（明治）二十九年佐吉が彼にとつて最初の本格的發明といえる「木製小幅動力織機」を完成するや、これを自分の抱える賃機屋に大量に導入した⁽²⁹⁾」ほか、豊田利三郎と愛子夫人の媒酌人でもあった。矢作水力創設の中心となった福沢桃介⁽²⁹⁾は、服部の事業である岡崎紡績⁽³⁰⁾への電力供給とともに、服部の持つ人脈を通じた事業拡大を目指したのである。

表2 刈谷地区豊田系企業の矢作水力との契約状況

(単位：kW)

	使用開始	1927年	1929年	1930年	1931年	1932年	1933年	1934年	1935年
豊田紡織刈谷工場	1924年4月21日	1,300	1,300	1,300	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
豊田自動織機	1927年3月28日	200	600	600	1,400	1,400	1,400	2,900	3,700
中央紡織	1930年5月6日			600	1000	1,000	1,000	1,000	2,000

(注) 12月末の契約kW。1927年の豊田紡織刈谷工場の契約容量(1,300kW)は『矢作水力十年史』により修正。1928年のデータは原資料に掲載されていない。

1927年以前の豊田紡織刈谷工場の契約容量は、1924年100kW、1925年100kW、1926年650kW。

(出典) 名古屋通信局『管内電気事業要覧』第9回～第16回。

一九二四年四月二十一日から矢作水力による豊田紡織刈谷工場への電気供給が始まる(以下表2参照)。受電量は、同年四月に一〇〇キロワット、一九二六年に六五〇キロワット、そして一九二七年九月には一三〇〇キロワットへと増えていく。また一九二六年十一月十七日に自動織機の製作・販売部門を独立させて豊田自動織機が設立され、豊田紡織刈谷工場に隣接して工場が設けられた。豊田自動織機の電力契約は、一九二七年三月の二〇〇キロワットに始まり、一九二九年二月には六〇〇キロワットへ、そして一九三一年末には一四〇〇キロワットへと増える。さらに一九三四年に刈谷工場での自動車製造が始まると、電炉用を含め二九〇〇キロワットが受電され、さらなる増量⁽³¹⁾も見込まれていた。また、一九二九年三月十九日には、東洋綿花と共同で刈谷駅の北側に中央紡織が設立される。中央紡織は一九三〇年五月六日から六〇〇キロワットを受電し、その後一九三一年に一〇〇〇キロワット、一九三五年に二〇〇〇キロワットへと受電量が拡大していった。

これらの会社への電力はいずれも矢作水力から供給された。矢作水力では、一九二四年三月に刈谷町大字刈谷字山の神に刈谷変電所を建設し(七五〇キロボルトアンペア×三基)、一九二七年九月には、豊田自動織機や中央紡織の新增設に対応して二〇〇〇キロボルトアンペア×三基へと増設している⁽³²⁾。

3 拳母自動車工場の電気供給

(1) 自動車製造への取組み

自動車製造事業への進出は、豊田佐吉の長男、豊田喜一郎⁽³³⁾の強い熱意に

よるものであった。「故豊田佐吉ハ豊田自動織機製作所設立直後（昭和二年頃）既ニ自動車工業着手ノ意図ヲ有シ」（トヨタ自動車工業株式会社設立趣意書）⁽³⁴⁾、喜一郎自身も父佐吉の志を受けついでと語っている⁽³⁵⁾。また喜一郎が一九二九年十月から一九三〇年三月にかけて欧米を視察した際に、繊維機器メーカーとして世界をリードしたプラット社の衰退ぶりを目の当たりにして、自動織機だけでは将来の発展を期しがたいと考えるようになったのも大きな動機となった。

自動車製造の研究は、まず喜一郎の個人研究として始められ、一九三三年九月になって豊田自動織機内に自動車部が設置される。翌一九三四年一月には資本金を一〇〇万円から三〇〇万円へ増額するとともに、定款を變更して事業目的に「原動機及運搬機械

ノ製作販売」製鋼製鉄其ノ他ノ業務」が加えられ、会社として自動車製造を正式に位置づけた。同年三月には、刈谷工場内に試作工場を、七月には製鋼所を設置するなど、自動車製造に向けた体制が着々と整備された。製鋼所は自動車部品の自社生産を目的に設置されたもので、鑄鉄用に三トンおよび一・五トンの電気炉を備え、さらに三トンの電気炉増設が計画されていた。大量に電力を使用する電炉の運転には、安定かつ低廉な電力供給がとりわけ重要であった⁽³⁶⁾。



自動車試作工場（愛知製鋼 刈谷工場内）

一九三三年十一月に挙母町に工場用地買収の斡旋を依頼し⁽³⁷⁾、挙母町長中村寿一との間で工場用地買収に関する申合書⁽³⁸⁾が交わされ、一九三四年七月三十日に社内決裁も得られた。同申合書は、左記のように、一九三四年九月末迄に工場用地五〇万坪以上の引渡しを約束されており、豊田自動織機ではこれをもとに自動車工場の建設計画を進めた。

一 挙母町ハ挙母町地内（中略）ノ土地ヲ、工場用地トシテ五十万坪以上取纏メ、昭和九年九月末日迄ニ豊田自動へ譲渡スルコト。

二 分譲土地ハ家屋ヲ除ク地上物件ヲ含ムモノニシテ、坪当り平均金式拾銭以内ノ価格ヲ以テ豊田自動ニ譲渡スルモノトス。

（以下略）

（2）電力供給をめぐる抗争

刈谷工場への電力供給は矢作水力から受電することに問題なく決定したが、これに対し挙母自動車工場の場合は係争化する。この理由を明らかにするため、二つの事情を確認しておきたい。

第一に、従前は重複供給が認められており、需給両者間で合意すれば他社の介入する余地はなかった。しかし、一九三二年四月に、電力地域独占の原則のもとに電気事業法が改正公布されて、以後は原則重複区域の設定はしないこととし、「他の事業者の供給地に侵入して電力の供給⁽³⁹⁾」を行う特定供給は、需要の具体的なケース毎に判断し、必要やむをえない場合にかぎり認めるといふ、通信省の許可事項となった。挙母自動車工場の場合、許可基準の「确实又ハ低廉ナル電力ヲ特ニ必要トスル事業ニ対シ当該地域ノ供給事業者ヨリノ供給ガ不適當ナルトキ」とする条項が適用できるかどうか争点であった⁽⁴⁰⁾。

第二は、挙母工場問題の発生に先立ち、一九三三年一月から日清レイヨン岡崎工場⁽⁴¹⁾への特定供給をめぐって矢作水力と中部電力（岡崎）の間で係争問題が起きていたことである⁽⁴²⁾。この係争は、一九三三年六月二十八日、愛知電気鉄道社長藍川清成の仲裁⁽⁴³⁾により、中部電力（岡崎）経由で矢作水力が日清レイヨンに供給することで決着をみていたが、解決にあたり今後は営業区域を遵守するとの協定が交わされていた⁽⁴⁴⁾。

日清レイヨン問題が決着して一年半後の一九三四年末、矢作水力と豊田自動織機との間で、挙母自動車工場に関する電力需給の仮契約が結ばれる。矢作水力は、一九三四年十二月五日、挙母自動車工場の電力供給は同社が行うことになったことを中部電力（岡崎）に通告し、ここに両社の抗争が再燃した。以後の電力供給問題に関わる経緯は、前掲「大和田悌二日記（一）」および内川論文でも紹介されているが、大要を表3による挙母自動車工場をめぐる紛争経緯⁽⁴⁵⁾に整理した。

挙母自動車工場への供給が、挙母町に電力供給権を有する中部電力（岡崎）ではなく、新興の卸売会社である矢作水力が選定された理由について、豊田紡織社長の豊田利三郎⁽⁴⁶⁾は、自分は東邦電力の監査役なので、その関係会社である中部電力から購入すべきかもしれないが、事業のためには安価な電力が必要であるとして、次のように語っていた⁽⁴⁷⁾。

自動車工業の国家的使命自覚の下に、他事業の利益にて採算無視、自動車国産化促進の為、全力を尽す考へなるに付ては、電力料金の面でも氏の素志貫徹に協力ある様、当局の斡旋を得度し。自分は東邦電力の監査役として、子会社中部電力を扶け度きも、私情は抛つとも、事業の為安価の電力を受くる要あり、現在刈谷にて電炉にて自動車用の鋼材を製造し居るが、矢作水力の特定供給には満足し居れり

一九三四年十二月十八日、中部電力（岡崎）は矢作水力の挙母自動車工場への供給は、申合せに反し承服できないと嚴重に抗議したが⁽⁴⁸⁾、翌一九三五年一月十五日、矢作水力は逋信省に特定供給申請を行った。このため中部電力（岡崎）は、紳士協定にも特定供給許可基準にも違反するとして逋信省に陳情書を提出し、監督官庁を巻き込んだ係争となった。

名古屋逋信局の大和田局長は自動車製造は国策上必要な事業であるとして、一月十一日の記事（表3）にあるように、当初から特定供給の適用に前向きな姿勢を示した。監督官庁が豊田自動織機寄りの姿勢を示したにもかかわらず、中部電力（岡崎）が強く抵抗したのは、次の工場進出でも同じことが繰り返されるのを牽制する狙いもあったと思われる。交渉は大和田逋信局長の積極的な仲介で進められ、二月十八日から二十六日にかけて挙母自動車工場に必要な電力は矢作水力から中部電力に供給し、中部電力から同工場に供給するという方法で合意に近づき、三月三十日の記事に見るように、残る問題は、①両社の受電地点をどこにするか、②電力料をいくらにするかといった点に絞られていた。

このようななか、豊田自動織機では、用地交渉の遅延と併せ、電力受電問題の難航などを理由に、挙母自動車工場の計画を見直し、当面刈谷地域で製造することを決め、特定供給の申請は一旦白紙に戻った。契約取消しを伝える中村寿一町長宛文書は次のとおりである⁽⁴⁹⁾。

拝啓益々御清祥之段奉慶賀候 陳は予て御高配を煩はし居る工場敷地の件、御配慮の程を十分御察申上居候得共、何分登記手続き延引に延引を重ね候為、時機を失し事業計画上支障不少、今後四偉^マの状況如何によりては工場建設覚束なく工場用地として御契約存続致兼候間、甚だ恐入候得共、此際工場敷地としての御契約御取消被下度此段以書中

表3 「大和田悌二日記」による挙母自動車工場受電をめぐる紛争経緯

年月日	記 事
1935年1月11日	小山電気課長から挙母自動車工場への電気供給をめぐる係争の報告を受ける。豊田自動織機社長豊田利三郎と面談、国家に必要な事業として挙母自動車工場建設への協力を約束。
1月15日	矢作水力、豊田自動織機挙母自動車工場への特定供給許可申請書を提出。
2月18日	中部電力（岡崎）社長高石弁治の来局を求め、矢作水力から受電し挙母自動車工場へ供給することで、供給区域独占の確保を勧める。
2月25日	中部電力（岡崎）会長藍川清成と面談、矢作水力から3000kWの電力購入を提案。藍川会長は東邦電力（親会社）と協議の上回答すると答える。
2月26日	矢作水力杉山副社長と面談、中部電力（岡崎）経由での挙母自動車工場への電力供給を提案。杉山副社長は当局に一任と回答。
2月27日	新愛知新聞有吉記者に「事業の重要性に鑑み特定供給も考慮」と語る。
3月2日	豊田自動織機社長豊田利三郎と面談、豊田利三郎社長は「自分は東邦電力の監査役として子会社中部電力を扶けたきも、事業のため安価な電力を受くる必要あり。刈谷工場に供給している矢作水力の特定供給は満足している。」と述べる。自分からは「豊富低廉正常なる電力供給に協力を惜しまない」と伝える。
3月5日	本省に出張。清水電気局長ほか挙母自動車工場に対する供給問題の現状を報告。名古屋通信局の方針での処理に賛同を得る。
3月12日	名古屋新聞長坂記者、新愛知新聞有吉記者から、挙母自動車工場の現状につき取材される。（3月13日掲載）
3月22日	中部電力（岡崎）藍川会長、高石社長来局。矢作から3000kWを受電すると回答。
3月23日	矢作水力杉山副社長来局。中部電力（岡崎）が矢作水力からの電力を購入し挙母工場へ供給するとの意向を伝える。杉山副社長同意、中部電力（岡崎）への妥当な料金が課題と述べる。
3月30日	中部電力高石社長、矢作水力杉山副社長来局、3000kWの受電について協議。手数料および受電地点については意見纏まらず。
4月4日	名古屋通信局において、矢作水力と中部電力（岡崎）で両者間の受電条件について協議。
4月12日	中部電力（岡崎）は特定供給と誤解を招くので挙母での受電は受入れられないと回答。
4月13日	名古屋通信局において、矢作水力、中部電力（岡崎）が協議。電力の供給は電炉用に限定せず一般価格で売却することで大筋合意。また挙母受電は行わないこととなった。
4月23日	中部電力（岡崎）高石社長から受電場所は刈谷変電所で2000kW、戸崎変電所で1000kWを受電と回答。料金については1kWh1銭6厘を希望。（矢作水力は1銭8厘を主張）
5月1日	矢作水力杉山副社長に中部電力（岡崎）からの申出を伝え、今後は両社間での直接交渉を要請。このとき、杉山副社長から、挙母工場断念の記事があるとの報告を聞く。
5月2日	矢作水力杉山副社長から、「豊田自動織機では①紡績業の不振、②工場用地取得問題の難航もあり、巨額投資への慎重論が出ている」と報告を受ける。
5月9日	「挙母工場計画は中止し、刈谷にて試作を続け、後日を期す。理由は用地取得問題、電力の供給問題もあり、巨額投資は自重する」と、小山電気課長から来信。
5月20日	矢作水力杉山副社長来局、挙母自動車工場の特定供給申請取下げを決定と報告あり。
6月3日	豊田自動織機、挙母自動車工場の特定供給による受電申請を取下げ。
7月2日	豊田自動織機豊田利三郎社長来局、挙母自動車工場の特定供給取下げにつき説明を受ける。

四月二十一日

(3) 刈谷組立工場の建設

挙母工場から刈谷組立工場への方針転換の理由について、「大和田悌二日記」の一九三五年五月九日付の記事では、巨額の投資への慎重論が社内を高まり、「電力供給上の紛糾も五月蠅き口実の一となり、一先づ自重する説が大勢を支配し、五月二十四日附申請書の取下げとなり、本件は白紙還元せり」との名古屋通信局小山電気課長の来信(報告)を記載している。

また七月二日に来局した豊田紡織社長の豊田利三郎は、計画中断の理由について「自動車事業は、挙母用地に問題生ぜること、矢作・中部の電力供給の紛争も双方義理あり、結局尚鋼材の質等検討を要し、今暫く刈谷にて研究をつづけること、し、後日を期すること」と大和田局長に説明している。すなわち、社内には財閥系企業でも取り組んでいない自動車事業への進出に慎重論があり、工場用地の取得難、電力供給問題の難航を理由に、挙母工場での自動車製造計画は一旦中止し、刈谷町に組立工場を設け、自動車製造を推進することになった。

刈谷での組立工場設置に切り替えたのは、豊田自動織機にはゆつくりできなない事情があったからである。「急いだ理由はただ一つであった。それは、一九三六年五月に公布され、七月に施行されることになっていた自動車製造事業法をにらんで、生産実績あげておくことであった」とされる。豊田自動織機は、すでに一九三四年三月に試作工場を設けて自動車の試作を始めていたが、生産が増えるにつれて試作工場は手狭になっていた。このため、試作工場から約一キロメートル東方の中央紡織の隣接地に、ボディー、

シャーシー等の組立てや塗装を行う自動車組立工場を一九三六年五月に完成させている。その後は国の支援もあって自動車生産は順調に伸び、一九三六年度には乗用車八〇〇台、トラック・バス二二〇〇台、計三〇〇〇台の生産が見込まれていた。⁽⁵⁵⁾一九三六年九月十四日から、東京府商工奨励館で大衆自動車完成記念展覧会が開催されていたが、その最中に待望の自動車製造事業法⁽⁵⁷⁾による許可会社への指定の決定が伝えられた。

この組立工場への電力供給をめぐることも、矢作水力と中部電力(岡崎)との間で紛争が起き、第二の挙母自動車工場問題として注目されたが、一九三六年一月に大和田名古屋通信局長が本省経理局長に転出するのを機に、矢作水力による特定供給(一〇〇〇キロワット)と決まった。決定の理由は、豊田自動織機刈谷工場が製鋼工場を設置する際、すでに増設を見越して特定供給が計画されていたためとされている。⁽⁵⁸⁾「大和田悌二日記」の一九三五年二月十八日を見ると、「矢作は現在刈谷豊田工場に特定供給中なるが、若し豊田自動車が刈谷工場内に設けらるれば特定供給の増量認めらるべき」という大和田局長の発言に対し、中部電力社長の「高石氏肯定」とあり、刈谷工場で増設される場合については、矢作水力が電力供給することに当初は肯定的に答えていた。⁽⁵⁹⁾この決定は、大和田局長の国産自動車産業の育成支援という考えが反映されたのであろう。この結果、豊田自動織機の電力契約は、従来の三七〇〇キロワットから四七〇〇キロワットへと増加している。⁽⁶⁰⁾

(4) トヨタ自動車工業の設立と挙母自動車工場の建設

組立工場での自動車生産は、自動車製造事業法の許可会社の指定(一九三六年九月十九日付)を受けて、本格的な製造が始まり、自動車部門が分

離される直前には豊田自動織機の売上高の約半分が自動車関連で占められるまでになっていく。⁽⁶¹⁾一方、挙母自動車工場の用地問題は、豊田自動織機から契約取消しの通告を受けた後も、挙母町長中村寿一が先頭に立って交渉を急ぎ、一九三五年十二月までに地主側との話し合いがまとまった。豊田自動織機では用地引渡しを経て、十二月十四日に地鎮祭を挙行し、整地工事が開始される。

一九三七年八月二十七日、豊田自動織機から独立して、トヨタ自動車工業株式会社（資本一二〇〇万円）が設立され、社長に豊田利三郎、副社長に豊田喜一郎が就任した。九月二十九日には、挙母自動車工場の起工式が行われ、翌一九三八年十一月三日に挙母工場が完成する。

挙母工場への電力供給問題は、一九三七年八月三十一日、当局の慫慂を受けて中部電力（岡崎）が東邦電力に合併⁽⁶²⁾されたため、東邦電力対矢作水力の關係へと移り、局面は大きく変わる。矢作水力と東邦電力の間には、白山水力系統の三万四〇〇キロワット⁽⁶³⁾、矢作川系統の六五〇〇キロワットの契約⁽⁶⁴⁾があり、それぞれ料金改訂等の問題を抱えていた。日中戦争の勃発という時代背景のなか、中部地方の電力界では協調体制への機運が高まり、東邦電力と矢作水力の間でも対立の解消がはかられた。挙母自動車工場

表4 豊田系企業への電力供給（昭和14年末）

会社	所在地	設立年月	使用開始（電力）	供給会社	契約kW
トヨタ自動車	挙母市大字下市場	1938年11月28日	1938年11月28日	東邦電力	8,500
豊田自動織機	刈谷市大字刈谷	1926年11月17日	1927年3月28日	矢作水力	9,000
豊田紡織刈谷工場	刈谷市大字刈谷	1918年1月29日	1924年4月21日	矢作水力	1,600

（出典）名古屋通信局『管内電気事業要覧』第19回。

向けの電力供給については東邦電力が行うこととなり、矢作水力の特定供給はなくなった。その一方で東邦電力は矢作水力から毎年一〇〇〇キロワットを三年間受電することとした。協定の要旨は次のとおりである。⁽⁶⁵⁾

- 一 旧中部電力は昭和十三年以降同十五年の三ヶ年間に於いて毎年矢作水力より一千キロを受電すること、但し旧中部電力が電源に不足を来たし矢作水力に余剰電力がある場合はその都度両社が協議の上需給契約を為すこと
- 一 矢作水力は原則として今後旧中部電力の供給区域に直接供給を行はざること
- 一 矢作水力は旧中部電力の重複営業区域内に於ては原則として卸売業者となり、旧中部電力は原則として小売を専門となす事
- 一 両社間に需給上の紛糾が生じた場合、両社は善意を以てこれが解決を図り、苟しくも利害衝突に依る両社の反目を来たさざるやう注意する事

挙母自動車工場への電力供給は、一九三八年十一月二十八日から開始された。表4から契約の状況（一九三九年末）を確認すると、トヨタ自動車工業は東邦電力から八五〇〇キロワットを受電しており、愛知県では矢作水力が供給する矢作工業の二万七〇〇〇キロワット、豊田自動織機の九〇〇〇キロワットにつき、三番目の規模であった。工場建設の責任者であった菅隆俊は、「電力はわれわれの工場敷地の北に建てられた電力会社の変電所から供給される。この変電所の敷地は会社が提供した⁽⁶⁷⁾」と記し、続けて「工場内の変電所は、10000ボルトの電圧で電力を受け取り、その容量は15,000KVAである。この変電所のほかに、二つの副変電所を機械工場と鋳物工場の電気溶解炉のために設け、10,000ボルトの

電流を流すことにより、電力の損失を節減した」と、工場内の電力施設の状況や節電の努力を伝えている。挙母自動車工場の北側には、岩津発電所から挙母変電所へと結ぶ二万ボルトの送電線が走っており、東邦電力はここから分岐して変電所を設け、一万ボルトに低下させて供給したのである。

むすび―豊田系事業への電力供給をめぐる連続性と関係性―

これまで、草創期の豊田系事業における電力供給会社の選択をめぐり、豊田系企業における連続性と、豊田系企業と電力会社における関係性に注目しながら検討してきた。最後に、受電会社選択に関わる議論を、連続性と関係性という観点から整理し（表5参照）、結びとする。

一九一二年に建設された豊田自動織布工場（後の豊田紡織）の運転動力は、当初の蒸気機関から自家発電所併設による電気動力への転換、東邦電力から日本電力への買電先の変更など目まぐるしく変遷した。豊田自動織機を始めとする受電会社の切替えは、名古屋地区を拠点とする東邦電力の経営に大きな影響を与え、大同電力に依存した従来の供給体制から自主開発路線への転換をもたらした。

その後、豊田紡織は刈谷工場の建設を進める。同工場でも、電力の安定供給と電力コストの低減を重視し、地元供給権を有する岡崎電灯ではなく、料金の割安な矢作水力からの受電を選択した⁶⁸。また織機製作部門が独立した豊田自動織機や、関連会社として設立した中央紡織も矢作水力からの受電を選択した。この時期の大口工場への電力供給は自由競争が認められており、需要家側も電力会社側も自由競争を前提に行動していた。矢作

水力の設立を主導した

福沢桃介は、豊田系企

業の経営者と親しい服

部兼三郎に注目し、矢

作水力の取締役を依頼

するとともに、福沢桃

介自身も服部が設立し

た岡崎紡績の監査役に

なるなど服部との関係

を深め、これによって

服部自身の進める事業

への電力供給と、服部

が影響力を持つ豊田関

連工場からの電力受注

の橋渡しを期待したと

考えられる。

工場用需要をめぐる

激しい市場争奪戦は、

第一次大戦ブームが終

わり需要が低迷し始め

ると、全国各地で電力

経営に混乱をもたらし

た。このため、供給区

表5 電力供給をめぐる豊田系企業と電力会社の対応

区分	豊田関係会社	受電会社	豊田系企業と電力会社の対応状況
名古屋工場時代	豊田自動紡織	東邦電力から	○ 蒸気機関から電気動力への転換
	豊田紡織	日本電力へ	○ 自家用併用→買電主体→受電先の変更 ● 日本電力・東邦電力間の需給協定 ● 東邦電力の自主供給体制への転換
刈谷工場時代	豊田紡織	矢作水力	○ 電力供給先に矢作水力の選定（豊田紡織）
	豊田自動織機		○ 豊田自動織機、中央紡織も矢作水力から受電 ● 矢作水力の受注努力（服部兼三郎の影響力） ● 岡崎電灯の供給力不足
挙母工場時代	豊田自動織機	東邦電力	○ 電力供給先に矢作水力の選定
	トヨタ自動車		○ 工場計画の一時中断と刈谷組立工場建設 ● 特定供給をめぐる矢作水力・中部電力（岡崎）の係争 ● 中部電力（岡崎）と東邦電力合併

(注) ○は豊田側の動き、●は電力会社側の動きを示す。

され、電気事業法の改正がはかられた。工場向けの電力供給の枠組みも変更され、地元会社の供給によりがたい場合には、特定供給許可基準に基づいて監督官庁が個別に判断することとなった。挙母自動車工場についてみると、豊田自動織機はこの枠組みのもとでも矢作水力からの特定供給を望み、その結果矢作水力と中部電力（岡崎）との間で、監督官庁を巻き込む係争となった。この係争が長引いたことが一つの要因になって、挙母自動車工場の計画も修正を余儀なくされた。計画は一旦中断され、刈谷町での組立工場建設へと方向転換した。この組立工場の電気供給をめぐる争いも係争になりかけたが、名古屋通信局の裁断で矢作水力による供給となっている。

戦時経済体制の構築が進み電力統制の機運が高まるなか、一九三七年八月には、当局の慫慂を受けて中部電力（岡崎）は東邦電力に合併される。その結果、矢作水力と中部電力（岡崎）との係争は東邦電力対矢作水力の関係へと移行し、両社の協議を経て挙母工場への電力供給は原則どおり東邦電力が供給することとなった。

この経緯に見られるように、他の事業者の供給区域に侵入して電力供給を行う特定供給の運用、とりわけそれが係争化する場合には、電気事業者間における話し合いを前提とし、会社間の紳士協定によって補完されて機能するという面があった。また、特定供給は、電力供給先に国が公共的な立場から介入できる仕組みではあったが、当局が国家的な観点から自動車生産への特定供給を進めようとしても実現が容易ではなかったように、国の意志を反映させるにはなお不十分であった。こうした事実からみて、特定供給制度は電力国家管理へと繋がる過渡的な体制であったといえよう。

以上をまとめると、豊田系企業では低廉で安定した電力調達を一貫して追求し、電力の地域独占という枠組みを越えて特定供給を選択した。こうした経営行動は、程度に差はあるものの、新規に電力供給を求める他の事業者にも共通していたと考えられ、そのことが電力会社の行動変容を促し、また、電力政策の改変をもたらした。東邦電力の供給体制を自主開発路線に転換させ、矢作水力が受注確保に向けた人脈づくりを注いだ背景にはこのような力が働いていた。また、電力政策面では、自由競争による混乱を解消するため、地域独占の原則が確認され、電気事業法が改正されて特定供給の許可制度が整備されたが、なお不安定であり過渡的な体制であった。このように、需要家側の行動と電力会社側の対応とが相互に影響し合い、関係性を持ちながら電力の供給体制は変遷していたのである。

(1) 本稿では豊田自動織機が愛知県西加茂郡挙母町に設置した自動車工場を中心に記述するので、以下挙母自動車工場と呼ぶ。なお、挙母町は一九五一年に市制が施行（挙母市）され、また一九五九年一月から豊田市に変更されている。

(2) トヨタ自動車工業社史編集委員会『トヨタ自動車20年史』（一九五八年十一月）、トヨタ自動車工業社史編集委員会『トヨタ自動車30年史』（一九六七年十二月）、豊田自動織機製作所四十年史編集委員会『四十年史』（一九六七年十二月）、岡本藤次郎編『豊田紡織株式会社史』（一九五三年四月）、豊田紡織株式会社『豊田紡織45年史』（一九九六年六月）、愛知製鋼社史編集委員会『愛知製鋼50年史』（一九九〇年十一月）など。ほかに、楢西光速『豊田佐吉』（株）一九六二年六月）、和田一夫・由井常彦『豊田喜一郎伝』（二〇〇二年三月）、岡本藤次郎・石田退三編『豊田利三郎氏伝記』（一九五八年六月）などの伝記を参照。

(3) 中部電力には、同社のほか、多治見に本社を置く中部電力、電力再編成後設立した中部電力の三社があり、混同を避けるため以下「中部電力（岡崎）」と記載する。

(4) 内川隆文「1930年代通信省電力行政の変遷―中部電力・矢作水力間の紛争をめぐる革新官僚・大和田悌二の言説を中心に―」(『Quadrante』No.22、二〇二〇年三月)。

(5) 「大和田悌二日記」は、「大和田悌二関係文書」として東京大学近代法政史料センターが所蔵している。一九三五年分は、『東京都立大学 法学界雑誌』(第四〇巻第一号一九九九年七月)において「大和田悌二日記(一)」として翻刻されている。

(6) 大和田悌二(一八八八―一九八七)：一九二五年京都帝大法科卒業、一九一七年通信省に入り、海運監督業務、文書課長を経て、一九三四年に名古屋通信局長、一九三六年一月に経理局長、同年三月電気局長に転じ、第一次電力国家管理の実現に貢献した。一九三九年三月通信次官に就任し、翌年八月退官。一九四一年二月に日本曹達社長に就任、一九八七年に九八歳で没した。

(7) 内川論文は、①特定供給制度は関係会社間の卸売契約によって成立する妥協的性格を持つこと、②大和田悌二は改正電気事業のもとで特定供給制度の積極的活用を努めたことを結論としている。

(8) 由井常彦「三井物産と豊田佐吉および豊田式織機の研究―豊田紡織工場から豊田紡織株式会社への支援―」(『三井文庫論叢』(第三四―三六号、二〇〇〇年―二〇〇二年)。

(9) 動力利用に関する由井の指摘について、山崎広明は『豊田家紡織事業の経営史』(二〇一五年七月、四〇―四一頁)において、動力問題の持つ意義を強調している。山崎は、由井論文で扱わなかった一九一八年以降の豊田家の紡織事業も検討し、原動力装備率(職工数あたりの原動力馬力数)をもとに同社の動力利用の高さについて分析している。

(10) この三区分は、前掲山崎広明『豊田家紡織事業の経営史』の副題「紡織から紡織機、そして自動車へ」、および飯島修「自動車事業へのチャレンジ」(シンポジウム報告『日本の技術史をみる眼』、二〇一九年二月)の副題(「栄生から刈谷、そして拳母へ」と同じ考え方である)。

(11) 桐沢伊久太郎編『矢作水力十年史』一九二九年五月。

(12) 『電気年報』(昭和十年版・昭和十三年版、電気新報社)。このほか、同様の編集内容を持つ『日本電気交通経済年史』(第一輯・第二輯、昭和八年前期・

後期、電気経済研究所)を参考にした。

(13) 豊田佐吉は一九一〇年五月から一九一一年一月迄、欧米の自動織機製造の状況を視察し、自らの発明に自信を得て帰国した。

(14) 豊田佐吉(一八六七―一九三〇)：遠江国敷知郡山口村(現静岡県湖西市)生まれ。動力織機や自動織機の発明家。日本の織機技術を世界のトップに引上げた。トヨタグループの創始者。

(15) 一九二二年四月名古屋市に編入され西区栄生町となる、現在は名古屋市西区則武新町。

(16) 『工場通覧』(一九一八年版)には、同工場に四四〇馬力の蒸気機関一基を所有と記載されている。

(17) 施設認可一九一四年十月十日、使用認可一九一五年三月十六日。

(18) 『機械学会誌』(一九一六年十月)には豊田自動紡織工場の紹介記事が掲載されている。電気設備については「三百キロワット発電機及ユニフローエンジン一台、増設に属し七百五十キロワット名古屋電灯会社より買ふ」(七〇―七一頁)と記されている。

(19) 表1のデータは受電許容量を示す。なお、『工場通覧』(一九一八年版、一九一六年十二月末)には、蒸気機関一基四四〇馬力、自家用電力七台三七七馬力、其他(買電)一〇台二六〇馬力と記載され、『工場通覧』(一九一九年版、一九一八年一月末)には自家用電力九台四二九馬力、買電二四台一一五三馬力と記され買電の割合が増えている。

(20) 以下、名古屋電灯から、大同電力、東邦電力設立に至る経緯を略記すると、一九一八年に名古屋電灯から木曾川の水利権等を分離して木曾電気製鉄が設立され、木曾電気興業への改称を経て一九二二年二月に日本水力、大阪送電と合併して大同電力が発足した。一方、名古屋電灯は関西水力電気など一六社を合併して一九二二年十月関西電気となり、さらに九州電気鉄道と合併して、一九二二年六月から東邦電力となる。

(21) 日本電力の電力供給区域は「愛知県名古屋市、西加茂郡、愛知郡一円二対シテハ大正十二年八月三十日付」で通信大臣から許可されている(『日本電力営業報告書』第一回)。

(22) 服部兼三郎(一八七〇―一九二二)：丹羽郡北野村(現江南市)生まれの綿布

綿糸商。叔父祖父江重兵衛の許で働き、一八九四年服部商店を開業。今日の興和株式会社の基礎を築く。豊田佐吉との交遊は有名である。一九二二年四九歳で逝去。

(23) 東邦電力が名古屋市南区大江町に建設した火力発電所で、一九二六年一月一
号機三万五〇〇キロワット、同年十二月二号機三万五〇〇キロワットが運
転を開始。一九三七年に増設され認可出力は十二万五〇〇キロワットとなる。

(24) 一九二六年三月、それまでの刈谷試験工場から刈谷工場と改称。なお刈谷町
への立地過程については前掲豊田自動織機製作所編『四十年史』(一〇三)
一〇九頁) 参照。

(25) 一九二三年九月二十六日には「二五馬力以上」への制限変更の許可を受け、
さらに一九二五年五月二十八日西尾町についても「二五馬力以上」の供給許可
を得ている。

(26) 前掲桐沢伊久太郎編『矢作水力十年史』(一一〇～一一二頁)。

(27) 前掲「大和田悌二日記」一九三六年二月二十五日付記事。

(28) 『興和百年史』(一九九四年十一月、五～六頁)。

(29) 福沢桃介(一八六八～一九三八)武蔵国横見郡荒子村(現埼玉県比企郡吉見
町)出身。旧姓岩崎。慶応義塾在学中、福沢諭吉に見込まれて一八八七年に養
子縁組、次女ふさと結婚。名古屋電灯、関西電気、大同電力の社長を務め、木
曾川の水力開発を行い、電力王と呼ばれた。

(30) 岡崎紡績は一九一九年三月に岡崎市針崎町に設立。社長は服部兼三郎で、監
査役に福沢桃介、取締役を下出民義、寒川恒貞等福沢系の人物が就任している。

福沢は同社に対し安価な電力の供給を約束していた。(『日清紡績六十年史』
一九六九年十二月、二七〇～二七六頁)。

(31) 「昭和九年はじめて供給を認可された当時既に今回の一千キロ増量」(前掲『電
気年報』(一九三七版、二〇〇頁)、が見込まれていた。

(32) 『刈谷町誌』(一九三二年十二月、二二九～二三〇頁)。

(33) 豊田喜一郎(一八九四～一九五二)豊田佐吉の長男。東京帝国大学工学部卒
業。一九二一年四月豊田紡績に入社、一九二六年十月に豊田自動織機が設立さ
れると常務取締役就任。トヨタ自動車工業の創始者で、第二代社長。

(34) 前掲豊田自動織機製作所編『四十年史』(二二六頁)。

(35) 梶速光速『豊田佐吉伝』(一九六二年五月一八五～一八八頁)。

(36) 製鉄事業認可申請書(一九三四年三月三十日付、出典『愛知県史資料編三〇
近代七 工業二』三三頁)には製鉄・製鋼併せて一、三八六、八〇〇キロワッ
ト時の電力使用計画が記載されている。負荷率六五%とすると二〇〇〇キロ
ワットの電力が必要となる。なお製鋼所(一九三四年一月製鋼部となる)は
一九四〇年三月八日、豊田製鋼(現愛知製鋼)として分離独立した。

(37) 挙母自動車工場の用地幹線の経緯については豊田市郷土資料館編『豊田の礎
を築いた中村寿一伝』(一九九八年二月、五一～六七頁) 参照。

(38) 前掲豊田自動織機製作所編『四十年史』(二二五～二二六頁)。

(39) 通商産業省編『商工政策史』(第二四卷、一九七九年三月、一二九頁)。

(40) 同条項に關し「特定供給許可基準」に付記された需要者方面の理由として「確
実ナル電気ヲ特ニ必要トスル事業ノ最モ顯著ナルハ、其ノ生産過程ニ於ケル電
氣の故障ガ全勞作ヲ徒勞ニ帰セシムルガ如キモノニシテ、又低廉ナル電力ヲ特
ニ必要トスル事業トハ、生産費ノ斯ノ如キ電力利用ニ係ル所大ナル産業ノ如キ
謂フ」と説明されている(前掲『商工政策史第二四卷』一三〇頁)。

(41) 一九三三年二月、岡崎市美合町に設立。設立にあたって、福沢桃介は日清紡
績への働きかけを行い、株式二パーセントを矢作水力が所有することになっ
た(『宮島清次郎翁伝』一九六五年十一月、四〇一頁)。なお、一九三八年に日
清紡に合併され、現在は日清紡ケミカル株式会社(二〇〇九年設立)。

(42) 中部電力(岡崎)は、岡崎電灯と東邦電力豊橋営業所区域とが合併して
一九三〇年八月に設立された会社。

(43) 愛知電気鉄道は矢作水力・中部電力(岡崎)双方から受電し、両社の大口需
要家であった。藍川は一九三五年十月、中部電力(岡崎)の会長に就任する。

(44) 前掲『電気年報』(一九三五年版、二五五～二五六頁)、前掲『日本電気交通
経済年史』(第二輯、二八六～二八七頁) 参照。なお、日清レイヨンの電力
供給について、名古屋通信局編『管内電気事業要覧』は日清レイヨンの受電先
として中部電力一五〇〇キロワットと記載し、一方矢作水力の「営業報告書」(第
三一回 一九三四年上期)は、同社の供給先として「中部電力株式会社(日清
レイヨン株式会社の供給分)」と記載している。

(45) 豊田利三郎(一八八四～一九五二)滋賀県生まれ。東京高等商業学校卒。豊

- 田紡織、豊田自動織機、トヨタ自動車工業の社長。豊田佐吉の婿養子、豊田喜一郎の義兄。兄兒玉二造は三井物産名古屋支店長時代豊田佐吉を支援した。
- (46) 豊田利三郎は、一九三三年下期から一九四二年まで東邦電力監査役を勤めた。
- (47) 「大和田悌二日記」一九三五年三月一日付記事。
- (48) 前掲『電気年報』（一九三六年版、八五頁）。なお矢作水力は同一需要家なので、協定違反にならないと主張した。
- (49) 前掲豊田市郷土資料館編『豊田の礎を築いた中村寿一伝』（六三～六四頁）。
- (50) 日記の五月九日の日付と矛盾するように見えるが原文どおりである。五月二十四日付で取下げの予定という意味であろう。
- (51) ここでいう「義理」とは豊田利三郎が東邦電力監査役に就いていること、恩義のある服部兼三郎が矢作水力の取締役に就いていることを指すと思われる。
- (52) 豊田自動織機では一九三四年九月に刈谷工場に製鋼所を設け、「手さぐりに等しい状態」（前掲『愛知製鋼30年史』七頁）が続いており、製鋼技術確立に時間を必要としていたことを指していると推察される。
- (53) 前掲和田一夫・由井常彦『豊田喜一郎伝』三三二～三三三頁。なお、大谷佳之は論文「トヨタ自動車創立期に見る挙母工場の立地要因（I）」（『東海学園大学研究紀要』（第一五三号、二〇一〇年三月、三九頁）で、自動車製造事業法の申請書に工場用地を明記する必要がある、と指摘している。
- (54) 刈谷町大字刈谷に所在（用地二万五千坪）、現在のトヨタ車体本社所在地。
- (55) 「豊田自動織機製作所自動車部の概況と計画」（出典『新修豊田市史 資料編 近代Ⅱ』三五四頁、原出典『自動車工業』一九三六年五月）。
- (56) A A型（ほろ型）一台、A B型（箱形）四台の乗用車のほか軍用トラック、消防車などが展示された。
- (57) 一九三六年五月二十九日公布。同年九月十五日、第一回自動車製造委員会会で豊田自動織機および日産自動車を同法の許可会社とすることが決定された。
- (58) 前掲『電気年報』（一九三七年版、一九八頁）および『名古屋新聞』（一九三六年一月十七日）参照。場所が一キロメートルほど離れており、同一契約とするには問題もあるかと思われるが、この点の解明はできなかった。
- (59) 中部電力側が当初刈谷工場での増設を容認していたのは、同一場所での増設と考えていたからであろう。
- (60) 契約容量は、名古屋通信局『管内電気事業要覧』（第一六回、一九三六年八月一二二頁）と、同『管内電気事業要覧』（第一七回、一九三八年三月、八一頁との比較による）。
- (61) 前掲山崎広明『豊田家紡織事業の経営史』（二三九頁）。
- (62) 合併契約の締結は一九三七年五月十三日。
- (63) 前掲名古屋通信局編『管内電気事業要覧』（第一五回、一九三四年十二月末）の発受設備一覧による。なお、白山水力は九頭竜川に西勝原発電所（二万八〇〇キロワット、大正十二年十月運転開始）手取川に吉野谷発電所（一二五〇〇キロワット、一九二六年五月運転開始）等を有し名古屋電灯・東邦電力に供給していたが、一九三三年三月に矢作水力と合併した。
- (64) 矢作水力は名古屋市内に電力供給権を有しており、東邦電力は競争を回避するため、一九二四年二月、矢作水力と六五〇〇キロワットの需給契約を結んでいた（前掲『矢作十年史』二七頁および一二二頁）。
- (65) 前掲『電気年報』（一九三八年版、九三頁）。
- (66) 菅隆俊（一八八六～一九五四）…一九三三年自動車事業創始にあたり、豊田式織機（株）から豊田自動織機に移籍し、挙母自動車工場立ち上げにあたりアメリカに派遣され、工場の設計・建設を行った。トヨタ自動車の取締役を経て、豊田工機の社長、会長に就任。
- (67) 菅隆俊「トヨタ自動車工業株式会社 挙母工場の建設」（一九四六年八月記、一九五九年五月刊、二六頁）。
- (68) 料金は電炉用主体にキロワット時一銭五厘で供給されていた。中部電力（岡崎）会長の藍川清成はこの料金は「ダンピングなり」主張していた（「大和田悌二日記」一九三五年二月二日）。

（中部産業遺産研究会）